

第26期 大樹町農業委員募集案内

令和8年7月19日に今期の農業委員が任期満了となるため、農業委員会等に関する法律に基づき、令和8年7月20日からの農業委員を募集します。

1. 募集の内容

- (1) 募集人数 14人
- (2) 任期 令和8年7月20日～令和11年7月19日
- (3) 身分 大樹町の非常勤特別職
- (4) 報酬 月額35,000円

2. 主な業務内容

- (1) 農業委員会の総会（毎月開催）における農地の権利移動や農地転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務
- (3) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、農業委員会委員候補者推薦届出書又は農業委員会委員応募届出書の届出日において、次の事項のいづれにも該当しない者。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者（農業委員会等に関する法律第8条第4項）
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者（農業委員会等に関する法律第8条第4項）
- (3) 大樹町の職員（一般職に限る。）

4. 推薦及び応募の方法

所定の届出書等に必要事項を記入の上、推薦を受ける者又は応募する者の住民票抄本等を添付して、持参又は郵送により大樹町農業委員会事務局まで提出してください。

(1) 届出書等様式

地区による推薦の場合	大樹町農業委員会委員候補者推薦届出書（町内の地区・全域）（様式第1号）・代表者証明書（様式第2号）
団体等による推薦の場合 （農事組合・各団体など）	大樹町農業委員会委員候補者推薦届出書（団体等）（様式第3号）
個人による応募の場合	大樹町農業委員会委員応募届出書（様式4号）
地区・団体推薦及び個人応募共通	同意書（別添大樹町農業委員候補者選考委員会の選考協議に係る同意書）

※届出状況等によっては募集期間を延長する場合があります。

(2) 募集期間

令和8年3月17日（火）から4月28日（火）まで【必着】

(3) 届出書等の入手方法

届出書等は大樹町公式ホームページからダウンロードできるほか、大樹町農業委員会事務局にも備え付けています。

5. 届出者等に関する情報の公開

法令により募集期間の中間及び終了後に届出者等に関する以下の情報を公表しなければならないこととなっています。

- (1) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢、性別
- (2) 推薦をする者（団体等）の名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数、構成員の資格等
- (3) 推薦を受ける又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける又は応募する者が認定農業者又はそれに準ずる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

6. 選考方法

大樹町農業委員会委員候補者選考委員会において候補者の審査を実施し、その意見を町長に提出します。農業委員の任命には大樹町議会の同意が必要になることから、選考委員会の意見を参考に大樹町長が大樹町議会に同意を求めます。結果については6月定例町議会において決定され、推薦者、被推薦者、応募者に文書で通知します。

また、選考委員会の審査は5月を予定していますが、必要に応じて面接審査を実施する場合もありますので詳細については募集終了後に被推薦者及び応募者に文書で通知します。

7. 注意事項等

- (1) 提出された届出書等は返却しません
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、推薦者又は応募者の負担となります
- (3) 届出書等に記載された内容について町長が必要に応じて関係機関に調査を行う場合があります

8. 届出書等の提出先及び問合せ先

〒089-2195

広尾郡大樹町東本通33番地

大樹町農業委員会事務局

電話 01558-6-2110 (直通)

FAX 01558-6-4844